

令和5年1月

上天草市農業委員会会議録

令和5年1月11日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和5年1月11日
午前9時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第 6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第 7 議案第5号 許可取消願について
- 日程第 8 報告第1号 許可不要転用届の受理について
- 日程第 9 報告第2号 農地形状変更届の受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 日程第11 報告第4号 利用権設定合意解約について

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(11名)

会長	西岡 光雄	職務代理者	蓮田 治住	2番	松岡 健二郎	3番	山口 勝喜
4番	水野 美奈子	5番	木嶋 たか子	6番	磯田 清俊	7番	岩崎 國重
8番	源 義通	9番	松本 光義	10番	森 和敏		

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和5年1月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は全委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしく願いいたします。

2 会長挨拶

議長(西岡)

皆さん、明けましておめでとうございます。

一同

(おめでとうございます。)

議長(西岡)

旧年中はこの農業委員会活動におきましては大変皆さん方にはご苦労いただきましたけれども、本年もひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

昨年はコロナに始まりコロナに終わった1年ではありましたが、今年も、いまだ新型コロナウイルスの感染収束の兆しが見えない中ではございますけれども、農業委員会活動におきましてもいろいろとやりにくい点多々あるかと思えますけれども、私たちが今年3月をもって任期満了となるわけでございますので、最後の締めということで一生懸命最後まで農業委員会活動にご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれどもご挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(西岡)

それでは、議事録署名委員の指名を行います。5番、木嶋委員、8番、源委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△、地目は田、面積615㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約0.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田8,245㎡、畑2万732㎡、合計2万8,977㎡です。稼働力は2、農機具等は、トラクター1、自走式田植機1、コンバイン1です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。自宅から車で5分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は、申請人自ら耕作するということであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米を耕作予定ということであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。昨日はお疲れさまでございました。

申請人の方はもう40年以上農業をされているベテランの方でして、後継者もおられます。譲渡人と申請人のお父さんが以前からの知り合いということで、今回、贈与という形で話を持ってこられたんですけども、この図面を見ていただくと分かりますが非常に形が悪いということで、譲渡人の方も熊本市のほうに住んでおられますので、この土地を作るという気もないそうです。

それに今度、熊本天草道路の工事がここの上を通過するというので、この田んぼが盛土の形になるということで、埋め立てるという話があるそうです。形も悪いし、もうそれならば誰かへということでそういう話になったということです。申請人の方もこの近くに田んぼを作っておられて、レタスとかも作っておられますので、それならばということでこの話になったようです。以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何らございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして2番、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積168㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約3.5kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田5,610㎡、畑1,695㎡、合計7,305㎡です。農機具等は耕運機1、軽トラック1です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。自宅の近辺に所在しており、農機具の状況からしてもその要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、ネギ、ハクサイを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第1号の2番につきまして、7番、岩崎が説明いたします。

譲渡人と譲受人、ともに近所の方でございます。譲渡人は年を取られて現在は娘さんが松橋に住んでおられるようで、一緒に暮らしておられるそうです。

画面でも見てもらえますが、畑の前は今度譲受けをされる方の家でございます。もうこっちは帰る予定がないということで買ってもらえないか、という相談があり買うことになったそうです。取得後はタマネギなどを耕作するそうです。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

何らご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長 (西岡)

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局 (池林)

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□△△△△△番、地目は畑、面積165㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から東の方向、約2kmの辺りに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、資金計画は土地購入費△△△万円、住宅建設費△△△△万△△△△円、駐車場工事費△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね10haの集団的に存在する第1種農地と判断します。集落に接続しているため、転用も可能と考えます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要がなく、排水については、雨水は既設水路へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、整地程度で大規模な工事は行わないため、土砂の流出等の問題はなく、完成後も近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

4番 (水野)

4番、水野が説明させていただきます。昨日の現地確認はお疲れさまでした。

申請人の奥様の実家がこの近くにあります。今年3月に奥様が出産をされるということで、今はアパート住まいで子供さんも生まれるということで土地のほうを探していらっしたそうです。

何ら問題ないと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△△△外△筆、地目は田、合計面積491㎡です。

申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○から北の方向、約1.6kmの辺りに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設及び通路で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、河川に排水するとのことです。造成中の被害防除については、簡易な造成工事を予定しているため土砂の流出等の問題はなく、完成後も近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響はないとのことです。仮に被害が生じた場合は申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

申請者は漁業をされている方でして、上地区のほうでされておられますけれども、漁業権の関係上、上地区に住居を構えなければいけないということで、上地区のほうで探しておられました。ほかに2か所探しておられましたけどなかなか条件等が合わないということで、最終的にこの土地を選ばれたということです。

画面を見ていただきますと、ちょっと映っていませんけれども、ここは合計3区画あるわけですが、1区画、右側のほうに今建設中の住宅があります。

今回は2軒目ということで真ん中に通路があるわけですが、それは3軒平等の通路ということです。造成のほうもほぼできている状況です。

農業も後継者が少ないということで、漁業のほうも少ないということですが、数少ない漁業の後継者ということです。どうぞよろしくお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は大矢野町中字□□△△△番△、地目は畑、面積190㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約4kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的はポート置場で、事業資金は土地購入費△△万円、工事費△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は新設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、大規模な工事を行わないため、土砂の流出等の問題はなく、完成後も近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第2号の3番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

譲渡人と譲受人、ともに同じ地区の方でございます。申請人は（画面で）申請地のところが見えておりますが、所有地の地番が△△△△と△△△△番△で、水上バイク等の修理、保管、管理の事業をされておまして、手狭になってきたので、所有地の横が長年耕作されておらず荒地地となっており、相談しましたところ譲り受けることができたそうです。区長さんの同意も取れております。よろし

くお願いします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたがけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何らございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。
続きまして、4番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号4番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△番外1筆、地目は田1筆、畑1筆、合計面積687㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.4kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は土地造成費△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われ
ます。権利の種類は、20年間の使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、大規模な工事を行わないため土砂の流出等の問題はなく、完成後も近傍農地に対する日照、通風、耕作等への影響はないとのことです。万一被害が生じた場合は申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

議案2号の4番につきまして、席番8番、源より説明申し上げます。

申請人は、お寺の住職でありまして、12ページの写真をご覧くださいますと、申請地のちょっと右側に3軒ほど家が並んでいると思いますが、左から3軒目がお寺です。お寺に参拝される方の駐車場がないということで、たまたまこの土地が、数年前までは耕作されていたわけですが、近年耕作中止になって、現在休耕地ということで、駐車場に利用させていただきたいということの中でこの話がまとまったということです。

耕作放棄地より駐車場のほうがいいかなと思いますので、よろしく願いいた

します。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画（案）の審議に入りますけれども、私が議事参与の制限に当たりますので、司会のほうは蓮田職務代理にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

職務代理者（蓮田）

では、私、職務代理がこの案について進行させていただきます。

議案第3号、農用地利用集積計画（案）について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第3号、農用地利用集積計画（案）貸借権設定について、議案は6ページから36ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、新規設定の計画が77件となっております。そのうち、議案17ページ、番号23番から、議案36ページ、番号77番は、京ノ島整備地区の令和2年度から令和3年度に行われた一時利用指定の貸借契約であり、議案には貸手の整備前から所有していた農地とそれに紐づく一時利用指定を行うため決められた仮の地番の両方を記載しています。

また、現在も水道ポンプ等の一部事業が実施中であり、整備後農地の測量及び本登記が行われておらず、字図等への反映が行われていないため、京ノ島の一時利用地の指定図に借手の今回借り受ける面積と位置を示した2枚組の図面を本日追加で配付しています。カラー刷りの2枚組の資料になります。借り受ける農地の位置はこれらの資料を参考にしてご確認ください。

京ノ島整備地区の契約は一時利用指定地の仮地番で行われるため、本登記の終了後、貸借契約の一部修正により農地の情報のみを申請する手続を行う予定です。

なお、この一部修正は農業委員会の総会での決議は行わず、各貸手及び借手へ修正内容を通知する予定になっています。

京ノ島整備地区を含めた農地利用集積計画全体の内容は、利用権の設定をする人70名、利用権の設定を受ける人20名、利用権設定面積合計20万7,684㎡です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。説明は以上になります。

職務代理人（蓮田）

どうもありがとうございました。この案についてご質問は何かございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

職務代理人（蓮田）

よって、承認することに決定をいたしました。どうもありがとうございました。

議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第4号、番号1番です。議案は38ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番、地目は畑、面積270㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約2.1kmの辺りに位置しております。

申請地の現況については写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することは困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

昨日、最適化推進委員の松岡委員と現況を確認しました。非農地申請で今事務局から農地として利用することは困難との説明があったとおり、もうこの農地に行く道路もないんですね。したがって非農地はやむを得ないんじゃないかということで2人で話し合ってきました。以上でございます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、

ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第5号 許可取消願について

議長 (西岡)

続きまして、議案第5号、許可取消願について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 (池林)

議案第5号、番号1番です。議案は40ページになります。

申請人は龍ヶ岳町の法人です。申請地の物件表示は龍ヶ岳町大道字□□△△△番△、地目は畑、面積304㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇から南の方向、約2.3kmの辺りに位置しております。

倉庫に転用する計画で平成26年7月18日に許可を行いましたが、事業の見直しを行った結果、倉庫の建設を取りやめることとなったとのことです。説明は以上です。

議長 (西岡)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

10番 (森)

議案第5号の1番につきまして、席番10番の森が説明いたします。

この申請は平成26年にされておりまして現在に至っているわけですが、皆さんご存じのとおり、この何年かのコロナのことで魚類の販売等が非常に頭打ちになってきている。それに加えて最近大きな被害が出ました赤潮等が養殖業者さんの皆さんを非常に苦しめているという状況の中で、たくさんの従業員を守っていかねばならないということで、事業をここで取り下げたいということでございます。どうぞ皆さん方のご理解をお願いいたします。以上です。

議長 (西岡)

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、議案第5号につきましては申請どおり承認することに決定をいたします。

報告第1号 許可不要転用届の受理について

議長（西岡） 続きまして報告第1号、許可不要転用届の受理について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林） 報告第1号、番号1番です。議案は41ページになります。
届出人は東京都の法人です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸字□□△△△△番△、地目は田、面積551㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約1.7kmの辺りに位置しております。届出事由は携帯電話無線基地局の新設で、申請地551㎡のうち4㎡に建設するとのこと。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番（蓮田） 報告第1号の1番について、席番1番、蓮田が説明いたします。
この現地は、姫戸小学校から二間戸トンネルを抜けますと〇〇商店がございます。〇〇商店から山手のほうに西に向かって200mぐらい行ったところ。何ら問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長（西岡） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、何かご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 何もございませんので、1番につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡） 続きまして、報告第2号、農地形状変更届の受理について。1番から説明をお願いいたします。

事務局（池林） 報告第2号、番号1番です。議案は42ページになります。
届出人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は大矢野町上字□□△△△△番△、地目は田、面積723㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約0.6kmの辺

りに位置しております。届出事由は、排水が悪く、常に湿地状態にあるため、埋め立てて畑として利用するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

申請人は先ほど説明しました第1号の地番と同じ申請人の方ですけれども、畑も今回の申請地も先ほどの土地と100mぐらいしか離れていない土地ということです。この土地は昨年3条申請があった土地ですけれども、とにかく排水が悪くて、米もやっとなぜかというふうな状態で効率が悪いということで、埋め立ててレタス等を栽培したいというふうな考えを持っておられます。

たまたま自分の土地が崖崩れをするおそれがあるということで非常に危ないので、その土をちょっと持ってきて埋め立てたいというふうな考えでおられるとのことです。以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何らございませんので、1番につきましては報告どおりといたします。それでは続きまして、2番説明をお願いいたします。

事務局（池林）

報告第2号、番号2番です。議案は同じく42ページになります。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は松島町今泉字□□△△△△番△、地目は田、面積1,349㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は22～23ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約1.2kmの辺りに位置しております。

本案件は、過去に形状変更届を提出しているにもかかわらず排土置場のような状態となっている隣の農地と関連した届出ではないかという疑いがあることと、先月の現地確認の際に立会いがなかったことから12月総会で審議保留となったため、再度日程調整を行い、12月22日に届出人立会いの下、現地確認を行いました。

結論としては、届出人が埋立て後に耕作を行う見込みがないため、隣の農地を含めて転用の申請を出していただいたほうがよいのではという意見が出ました。しかし、転用については申請地は農振農用地となっており、農振除外されたとしても過去に圃場整備を行ったことから第1種農地と判断されるため、転用はできないこととなっております。これらのことから対応方針が定まっていない状態と

なっているため、今後の対応方針についてご審議をお願いいたします。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

報告第2号の2番につきまして、席番8番の源から説明申し上げます。

本件は、今、事務局から説明がありましたように、先月の届出の状況が今詳細に説明がありました。私どもも、松岡委員と柳本推進委員と3人で、申請人、あるいは隣の形状変更申請人の方ともいろいろお話というか協議をいたしました。が、何せ届出人の形状変更への意思が、はっきり言いまして明確でない。ただ漠然と、隣が形状変更しているからこれをやりたいというぐらいの気持ちだけで、もちろん農業をやる意思もほとんど認められません。

それで近隣の土地の所有者あるいは管理者からも全く同意を取られていないということからして、これは私の意見ですが、届出は出ておりますが、このまま委員会で保留という形で、本人には認められませんよということを文書ではやれませんが、委員会からの口頭でこの件は認められないということで、ずっと放置ではありませんが、保留の状態ではできないものかというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいまのこの件につきましては大変難しい問題だろうと思います。転用届などにつきましては我々は法的権限がありますけれども、この報告のただの届出について農業委員会としてどういった権限があるのか、事務局あたりでどう考えておられますか。形状変更届とかこういったことは申請人の報告だけで済むという問題なのか、それとも農業委員会で審議して駄目ですよと言える問題なのか、ここらあたりはどうなのか、法的には。事務局、どうお考えですか。

事務局（池林）

本来であれば、おっしゃるとおり許可が必要なものではないので、法律的に言うところ、農業委員会からやめてくださいというふうに強制というか、難しいかなと思うんですけど。ただ、地域の実情とかを考えたときに。

8番（源）

事務局も困っているようですが、先ほどの説明の中に、実はこの地域は過去に、GATT、ウルグアイ・ラウンド対策の国庫補助で圃場整備がなされているわけですね。ですから、この1,349㎡もあるような田んぼになっているわけです。二、三年ぐらい前までは地域の方が耕作をされていたわけですが、ちょっと水はけ等のいろいろな問題で耕作しないということになって、持主は、はっきり言いまして全く農業をやるような意思というか、そういう状況にないので、今言ったとおり荒れているわけです。

圃場整備の関係から、ほかへの転用はもちろん全くできないわけですよ、ずっと将来にわたって。ですから、現在のところでは、さっきも言いましたように農業委員会としては認めないよと口頭で言って、このまま荒れるのはしようがないとしても、そのまま置かざるを得ないのではないかと思うんですが。

議長（西岡）

形状変更届については、やはり農業委員会が、もしも誰かが農地あたりを埋め立てたりいろいろした場合、その現状を把握するために報告をしてもらわなければ。私はここは排水が悪いのでかさ上げをしますと。これはあくまでも農業委員会にその現状を説明するための報告であって、それから先を我々がどうするということがどうなのかと私は疑問に思うわけです。私はこうしますと、ただ農業委員会に届出を出した。出したけれども、あなたはする能力がありますかとか、耕作ができますかとか、そこまで我々に言えるのか、はっきり言って。難しく言えばですね。

向こうが、私がここをかさ上げして、あるいはタマネギを作ります、野菜を作りますと言われたとき、あなたにはそれだけの経営能力がないでしょうと言えるかです。その判断です。向こうが私がしますという中で我々がどう判断するかです。判断した上で駄目ですよと言えるのかですね、この形状変更届について。

そして、ほかの転用などは農地法に定められた我々の法的権限が及ぶところであれば、それはいろいろその条件がそろっていないから認められないと言えるかもしれませんが、形状変更届とかそういった報告だけの案件について、我々農業委員会がどれだけ権限があるのか。

先ほど源委員が言われたように、恐らく無理だろうということは分かっております。しかし、こういったことをやりますと届出を出したことについて、駄目ですよと言えるのかです。

2番（松岡）

源委員が話をしたように、隣が埋めているから埋めたい。意欲ははっきり言ってない。それはただ埋めたいと。手前のほうも源委員と同席して持主に、今よりもかさ上げないということをお願いをしています。ですので、意欲のない人に形状変更していいものか、悪いものかですね。

議長（西岡）

ただ、その届出はやっぱり農業委員会としては受理しないといけないでしょうし。

1番（蓮田）

事務局、期限は切ってないですか。何月までとはしてないか。

事務局（池林）

何月までというのはありません。

3番（山口）

今（画面に）映っているじゃないですか。あそこ隣接しているわけです。何

か表土で作られるような土地は、土を持ってきて入れるとか、隣接するところにクラッシャーランのようなものを入れるのか、どっちなのでしょう。

8 番 (源)

そここのところが本人に確認したところ、明確にどういったように形状変更してかさ上げするのかという具体的な考えというか計画も何もないんですよ。極端な言い方すれば、水害とかがあったときに、土を入れてかさ上げできただけ 1 a でも 2 a でもサツマイモを作っていくような考え方で、全然計画性のあるものではないから、しつこいですが私としては、これは届出ではあるけども農業委員会としては認めないということによいと思います。

議長 (西岡)

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、何かご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

それでは、報告第 2 号につきましては、そのようにいたします。

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

議長 (西岡)

続きまして、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 (池林)

報告第 3 号、番号 1 番と番号 2 番は同一案件であるため、まとめて説明いたします。議案は 4 3 ページになります。

届出人は東京都と熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は姫戸町二間戸字 □△△△△番外 2 筆、地目は田 1 筆、畑 2 筆、合計面積 8 0 1 m²です。申請場所は図面 1 ページ⑩、詳細は 2 4 ~ 2 5 ページのとおりで、直線距離で ○○○○ から南の方向、約 1 7. 5 km の辺りに位置しております。

届出事由は相続による所有権の移転で、1 番の方が持分 4 分の 1、2 番の方が持分 2 分の 1 を取得しております。説明は以上です。

議長 (西岡)

4 分の 1 と 2 分の 1 で、あとはどうなっているんですか。

事務局 (池林)

あとは、もう 1 人別の方が、もともと所有している方がいらっしゃいます。

議長 (西岡)

ただいま報告第 3 号の説明がありましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

何もご質問ございませんので、報告どおりといたします。

報告第4号 利用権設定合意解約について

議長 (西岡)

続きまして、報告第4号、利用権設定合意解約について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (塩田)

報告第4号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用促進計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

まず議案44ページ、番号1番です。解約する土地の所在、松島町内野河内字□□□□、地番△△△△番。登記簿地目は田、面積は1,399㎡です。貸付人は松島町教良木地区の個人の方であり、借受人は松島町内野河内地区の個人の方です。設定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日で、合意解約日は令和4年11月1日です。解約理由は、議案第3号、番号22番のとおり、新たな借手と契約を行うため双方合意による解約となります。

次に議案44ページ、番号2番です。解約する土地の所在、松島町内野河内字□□□□、地番△△△△番△。登記簿地目は田、面積は1,169㎡です。貸付人は松島町内野河内地区の個人の方であり、借受人も松島町内野河内地区の個人の方です。設定期間は令和2年2月1日から令和5年1月31日で、合意解約日は令和4年11月1日です。解約理由は、議案第3号、番号20番のとおり、新たな借手と契約を行うため双方合意による解約となります。

最後に同じく議案44ページ、番号3番です。解約する土地の所在、松島町内野河内字□□□□、地番△△△△番△。登記簿地目は田、面積は1,952㎡です。貸付人は松島町内野河内地区の個人の方であり、借受人も松島町内野河内地区の個人の方です。設定期間は令和2年2月1日から令和5年1月31日で、合意解約日は令和4年11月1日です。解約理由は、議案第3号、番号19番のとおり、新たな借手と契約を行うため双方合意による解約となります。説明は以上になります。

議長 (西岡)

ありがとうございました。ただいま報告第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

何もございませんので、報告第4号につきましては報告どおりといたします。
それでは皆さん方、長時間にわたり審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして第10回の農業委員会総会の審議を全て終了いたします。

なお、続きまして事務局のほうから説明がございますので、よろしくお願いたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時25分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和5年1月11日

上天草市農業委員会 会長

西田光雄

上天草市農業委員会 委員

木嶋 七子

上天草市農業委員会 委員

源 義通